

## 第60回品質保証検討会 議事録

1. 開催日時：2021年7月9日（月）9時30分～12時00分
2. 開催場所：リファレンス新有楽町ビル貸会議室 Y201 (Web会議併用)
3. 出席者：（敬称略，順不同）  
出席委員：鈴木<sup>哲</sup>主査(中電シティーアイ)\*<sup>1</sup>，秋吉副主査(原子力安全推進協会)，  
岡部(IHI)\*<sup>2</sup>，工藤(東芝エネルギーシステムズ)，千葉(日立GEニュークリア・エナジー)\*<sup>3</sup>，  
永尾(三菱電機)，新田(富士電機)，荒石(中国電力)，小林(電源開発)，  
坂本(四国電力)，鈴木<sup>直</sup>(中部電力)，竹内(関西電力)，辰巳(北陸電力)，  
富澤(日本原子力発電)，西田(東京電力HD)，濱田(九州電力)，  
水嶋(東北電力)，益子(原子燃料工業)，中條(リサイクル燃料貯蔵)，（計19名）  
代理委員：上田(三菱重工業，花岡委員代理)，三橋(三菱原子燃料，新井委員代理)，  
齋籐(日本原燃，窪田委員代理)，  
山中(グローバル・ニュークリア・フュエル・ジパロン，梁井委員代理)，（計4名）  
（小計23名）  
常時参加者：倉林(原子力安全推進協会)，杉村(日立GEニュークリア・エナジー)，  
首藤(元電源開発)，早瀬(電力中央研究所)，湯口(東芝エネルギーシステムズ)  
（計5名）  
欠席委員：吉田(北海道電力)，薄井(日本原子力研究開発機構)（計2名）  
オブザーバ：中條(中央大学)（計1名）  
○事務局：寺澤(日本電気協会)（計1名）  
(出席者合計30名)

\*1：議題(5)から出席。

\*2：議題(6)から出席。

\*3：議題(3)から出席。

#### 4. 配付資料

- |              |   |
|--------------|---|
| 資料No.60-1    | 原子力規格委員会 品質保証分科会 品質保証検討会 名簿 (案)                               |
| 資料No.60-2    | 第59回品質保証検討会 議事録 (案)   |
| 資料No.60-3    | JEAC4111-2021 の発刊に関する報告について                                   |
| 資料No.60-4-1  | JEAC4111-2021 講習会に関する報告について                                   |
| 資料No.60-4-2  | JEAG4121-2015「第2部 実効的システムの構築及び運用に向け」の<br>要否チェック (2020 年度業務計画) |
| 資料No.60-5-1  | JEAC4111 等の今後の活用に関するご意見について<br>(分科会・検討会関係者ご意見集約)              |
| 資料No.60-5-2  | JEAC4111の位置づけ外部説明資料 (案)                                       |
| 資料No.60-6-1  | 原子力施設の安全な長期運転を支える規格類体系化の検討状況の<br>ご報告                          |
| 資料No.60-6-2  | 長期運転体系検討タスクレポート (案)   |
| 資料No.60-6-3  | 日本原子力学会2021年春の年会 標準委員会企画 セッション の概要                            |
| 資料No.60-6-4  | 安全マネジメントのための規格の整備と活用<br>(標準委員会企画セッション)                        |
| 資料No.60-参考-1 | 第55回 品質保証分科会 議事録 (案)  |
| 資料No.60-参考-2 | 第69回基本方針策定タスク 議事録   |
| 資料No.60-参考-3 | 第77-1～77-3回原子力規格委員会 議事録案                                      |

資料No.60-参考-4 JEAC4111/JEAG4121改定検討WG体制表  
JEAC4111普及・促進チーム 体制表

資料No.60-参考-5 2020年度活動実績及び2021年度活動計画

資料No.60-参考-6-1 原子力関連学協会規格類協議会における当面の課題（案）

資料No.60-参考-6-2 第62回 原子力関連学協会規格類協議会 議事録

資料No.60-参考-7 第15回新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合(抜粋)

資料No.60-参考-8 NRA面談（2月26日）議事要旨

資料No.60-参考-9-1 日本電気協会 原子力規格委員会 委員倫理の充実について（案）

資料No.60-参考-9-2 日本電気協会 原子力規格委員会 委員倫理の充実 計画書

資料No.60-参考-9-3 委員倫理の遵守活動の心得について（テキスト本体）

## 5. 議事

主査が交通事情により、議題の(5)からの参加となり、それまでは、副主査が主査代行として議事進行をした。

事務局から、本会にて、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないことを確認の後、議事が進められた。

### (1) 代理出席者、常時参加者、説明者、オブザーバの承認、定足数確認、配布資料確認等

代理出席者4名の紹介があり、副主査により承認された。確認時点で、代理出席者を含め20名が出席で、分科会規約題13条（検討会）第15項に基づき、議案決議に必要な出席数（委員の3分の2以上）を満たしていることが確認された。また、本日の説明者は無く、オブザーバ1名が出席との報告があった。次に、事務局から配付資料の確認があった。

また、事務局より、資料No.60-1に基づき下記委員の変更があるとの紹介があった。

- ・新委員 小林 委員（電源開発）
- ・退任 久保田 委員（日本原燃）
- ・新委員候補 齋藤 慎也氏（同左）

### (2) 前回議事録の確認

事務局より資料No.60-2に基づき、前回議事録の紹介があり、正式議事録にすることについて、挙手及びWeb機能により決議の結果、賛成多数で承認された。

### (3) JEAC4111-2021の発刊に関する報告について（報告）

事務局より、資料No.60-3に基づいて、JEAC4111-2021発刊に関する報告があった。

主な説明は下記のとおり。

- ・ 2017年1月26日よりJEAC4111の改定検討を開始し4年数ヶ月をかけ2021年3月25日に公衆審査を終え成案となり、5月31日に発刊した。

### (4) 品質保証検討会活動報告について（JEAC4111-2021講習会に関する報告、JEAG4121-2015第2部の要否チェックの状況の報告等）

事務局より、資料No.60-4-1、副主査より資料No.60-4-2にそれぞれ基づいて、品質保証検討会活動報告があった。

主な説明は下記のとおり。

- ・ JEAC4111-2021の特別講習会が、オンデマンド方式により2021年6月14日から2021年7月14日にかけて開催中である。
- ・ 受講者数は、有料で受講してもらった人数が現状392名となっている。
- ・ 7月5日時点で全科目受講済み者の数は146名となっている。
- ・ 現時点で質問事項が一件あり、回答を検討中で、他にも質問があればまとめて回答す

- る予定である。
- ・ アンケートについては、講習会終了の7月14日以降に各委員が見られるようにする予定である。
  - ・ JEAG4121-2015の第2部の要否チェックについては、各章でチームリーダーを中心に各委員が作業した。これは先日の全体会議で示したものとほとんど変わっていないが、各チームで更に検討を進めてもらいたいと考える。また品質保証分科会までに修正がある場合には主査の判断に一任することにする。

主なご意見・コメントは下記のとおり。

- ・ 特になし。

## (5) 原子力学会関係の報告について（長期運転体系検討タスク、春の年会標準委員会企画セッション）

### 1) 長期運転体系検討タスク報告について

事務局より、資料No.60-6-1及び資料No.60-6-2に基づいて、長期運転体系検討タスクの報告について説明があった。

主な説明は下記のとおり。

- ・ 長期運転体系検討タスクに品質保証検討会からも参加し検討を進めてきた。
- ・ 長期運転体系検討タスクの経緯としては、PLM標準のスコープを超える長期運転関係の課題として、プラントの設計から廃止まで一貫した考え方に基づいたプログラムの構築及び高経年劣化へのリスクの概念の導入、国際的な良好事例とギャップ分析を行い標準策定スコープの明確化がある。
- ・ 検討結果は5つの提言の形で報告されている。
- ・ タスクで出来たこととしては、“経年劣化管理関係の国内規制・規格基準類とIAEAの安全基準体系の間に大きなギャップがないことを確認した。”“規格類の相互引用関係に加え、ATENA等が発行しているガイド類との引用関係が把握された。”“現在の状況下での原子力学会標準の意義が明確化された”がある。

主なご意見・コメントは下記のとおり。

- ・ 品質保証検討会からもコメントをしており、資料No.60-6-2の9頁の4.1.安全マネジメントシステムの所で、これはSSG-48という、IAEAのものを引用しており、SSG-48は、GSR-Part2を引用しているので、JEAC4111もGSR-Part2に対応しているということを前提に、書いてあることが正しくなるようにコメントしている。
- ・ 長期的な運転ということになると技術の旧式化、英語でObsolescenceと言うが、その話があるので、我々のところでそれにどのように対応しているかが気になり、コメントをしている。
- ・ 資料No.60-6-2は、中間報告の形で原子力規格委員会に報告されている。

### 2) 日本原子力学会2021年春の年会 標準委員会企画セッションについて

鈴木主査より、資料No.60-6-3及び資料No.60-6-4に基づいて、日本原子力学会2021年春の年会 標準委員会企画セッションについて説明があった。

主な説明は下記のとおり。

- ・ 2021年春の年会の中で、企画セッション「検査制度を踏まえた安全性向上活動における学協会規格の役割」が3月19日に開催され、3つの講演の1つに日本電気協会の資料No.60-6-4の「安全マネジメントのための規格の整備と活用」がある。
- ・ 講演は、日本原子力学会のリスク情報活用、日本電気協会の規格の整備と活用、東

京電力HDの安全性向上にかかわる取り組みの3本柱の構成となっている。

主なご意見・コメントは下記のとおり。

- ・ 特になし。

#### (6) JEAC4111今後の活用に関する意見収集結果と技術評価に係るNRAへの説明対応について (審議)

鈴木主査より、資料No.60-5-1、資料No.60-5-2、資料No.60-参考-6-1、資料No.60-参考-6-2、資料No.60-参考-7及び資料No.60-参考-8に基づいて、JEAC4111今後の活用に関する意見収集結果と技術評価に係るNRAへの説明対応について説明があった。

審議の結果、JEAC4111の位置づけ外部説明資料について、1週間で品質保証検討会委員の意見を集約し、今回の審議での意見も反映した資料を主査一任で作成し、品質保証分科会で説明することで承認された。

主な説明は下記のとおり。

- ・ 2021年1月22日に第15回新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合があり、JEAC4111は2020年度の技術評価の対象ではないということが、昨年4月8日の原子力規制庁の委員会で言われたので、電事連の資料には技術評価対象規格とはなっていない。しかし、JEAC4111は、原子力規制庁ともタイアップして進めてきた規格であるので、この規格を会合で紹介した。(No.60-参考-7)
- ・ 今後の対応に関する原子力規制庁に対する要望事項として、JEAC4111については、事業者のマネジメントシステム構築の基礎となっていることを踏まえ、規格発刊後、原子力規制庁との面談等、説明の場を設けて頂き、規格内容の相互理解を通して、品管規則解釈等への位置づけについて協議させて頂きたいと説明している。
- ・ 3月15日に実施された第62回原子力関連学協会規格類協議会の場で、JEAC4111の扱いに対する話が関村先生、越塚先生から出ている。(No.60-参考-6-2)
- ・ 2月24日に開催された品質保証分科会でJEAC4111の今後の活用に対するアンケートを実施することとなり、3月1日から3月15日にかけてアンケートを実施し、分科会、検討会全体で66%の回答率であった。
- ・ JEAC4111を活用についての項目では、選択肢のうちでは、「(3)規制に縛られない方が良い」、が最も多かった(37%)。業種別では、電力事業、燃料加工メーカーの被規制業種で(3)を選択する割合が多い。規制に直接対応することからの判断が影響しているものと思われる。一方で、「(1)エンドース」、「(2)行政文書への位置づけ」との関係でみると、(1)+(2): 55% > (3): 37%となり、行政上何らかの位置づけを求める意見が多い。(No.60-5-1)
- ・ JEAC4111発刊後に原子力規制庁及び外部にJEAC4111の位置づけを説明する資料として資料No.60-5-2を作成した。

主なご意見・コメントは下記のとおり。

- ・ 資料No.60-5-2の24頁の図は何を基にこのような話になったのか。少なくともこの図だとJANSIは今後協力しないということになると思うが。
- ・ 協力しないというのはどういうことか。
- ・ この図だとJEAC4111の下流になると思うが、そういう位置づけなのか。そのようなことを議論した上で作らないと納得いかないと思うが。
- ・ 意見を言ってもらえば検討しますが、この図が間違っているという趣旨でしょうか。
- ・ そのように思っている。少なくともJEAC4111に従ってガイドラインが出来ているように見えるがそうではないと思っている。

- 「JEAC4111に従って」、とかに関しては、それぞれの組織のルールがあるので、それに従って決めればよいと考えるが、JANSIのガイドは公開されているものと、公開されていないものがあるが、決める時のルールとしてどのようなものを持っているのか。
- ・ 何を聞きたいのか良く分からないが、この構成図はそれを示している訳ではないと思うが。
- ・ 事業者のガイドラインというのは、組織としては、米国で言えばJANSIはINPOに相当するが。
- ・ 相当するが、事業者のガイドライン、JANSIのガイドラインというのが入っているのはどういう意味かということだが。ここは階層的になっているのかどうかという議論が必要だということだが。
- 意見は承った。この資料に対する意見を伺うので、文書として提出してもらえばよいと考える。
- ・ この図は少し分かりづらいかもしれない。一番上に規制要件が書いてあり、それによって展開されているようになっているが、そこが分かりやすいかということだが。多分一番下に来るのは各事業者の品証規則とかになるのかと思う。
- これは、スタンダードとかガイドの階層の上下関係を示している。
- ・ 先程の意見にもあったように、上下関係とは何かということになると思う。これを見ると規制要件の下に、民間自主規格があるように見えるが、そういうものではないと思う。少し違和感がある。
- ・ 今回、JEACと規制の関係性について説明いただいた中で、これまでの色々な議事録等を見ると、原子力規制庁側も人により言っていることが違うように感じる。基本方針検討タスクに出席している方の話もあくまで個人の意見であり、原子力規制庁に戻り、それを伝え情報の共有化をしているかと言うと、必ずしもそうでないと思う。そう考えると、今後JEACの内容について説明の機会を設けて、原子力規制庁に説明していくのだと思うが、当然、検査運用ガイドに引用していくにしても、JEACの内容を理解してもらわないと、それが、引用に値するののかの判断はつかないと考える。当然、事業者においても、このJEACを理解して使ってもらわないと意味が無い。どれだけこの規格が知られていくかということがJEACにとって重要になると考える。それは、事業者にとっても、規制当局にとっても、規格を作るものとして今後の活動の重点としていかななくてはならないと考える。エンドースについては、JEAC4111-2013年版以降はエンドースされていないが、性能規程と、仕様規程の関係というのはもう戻らない。そういう部分で言うと、今あるJEACも基本要求事項が今後大きく変わることもないであろうし、追加要求事項も大きく増えることはない。そういうことを考えると、今後JEACを改定していく中で、適用ガイドの充実を図っていく、その中で得られた知見を如何に上手く利用していくかということ、事業者にとってはマネジメントのツールとして活用してもらいたいのも、一つの方向性であると考えている。今までの説明の中では、原子力規制庁に如何にこの規格を理解してもらおうのかということの説明はいただいたが、同じように事業者もこれを理解し、自ら実践することにより、検査の中でうまく回っていくのであれば、基本となる情報がJEACに有るのであれば、規制側もその必要性を認めていくのではないかと、最終的には検査の運用ガイドへの引用といった話になるのではないかと。このように、事業者、規制側、電気協会の関係性を如何に情報の共有化を図り普及していくのが、今後のJEACの方向性を決めていくのではないかと考える。
- 貴重な意見だと思う。ヒストリーからすると、確かに2017年以降、原子力規制庁の人も来てもらい、やってきたが、規制庁から参加した人が、規制庁を代表している訳でもないで、そのことを言うつもりはないが、事実関係としてそのことは入れている。タイムスパンの関係では、中長期で考えることと、今検査制度が回っている

で、その中でやっていくことがあると考える。事業者との関係で言えば、コンセンサスを得て作ったスタンダードなので、事業者には当然使ってもらいたいし、そのために、講習会で説明している。それに対して障害になる部分があるとすれば、それは原子力規格委員会としても、やるべきことがあると思う。後は、事業者団体のJANSIとか電事連とのコラボレーションとなると思う。

- ・ 補足すると、以前話があったと思うが、実施体制で言うと今の品管規則とか、解釈というのは当分変えていかないと思う。JEACというのは、今後改定を図り変えていくというのがあったと思うが、そういう時に、将来何を指すかというJEACの位置付けというのがあると思う。そういう意味で規格の在り方を説明できる。そのベースとなるのがJEACを良くしていくことと、それを定着させ事業者の中に浸透させていくことにより、規格の存在価値を認めてもらうのかと考える。その結果として、エンドースはないかもしれないが、検査運用ガイドへの引用が次のステップで出てくるのかと考える。
  - ・ 今の意見だと、まずはJEACを理解してもらおうのがベースになると言っている。
  - ・ 相手がどの部門かとか、説明する人により説明の仕方が変わると思うが、広く規制に対して知ってもらう必要があると考える。
- 説明するのはいくらでも実施するが、1つ気になるのが、規制側との考え方にずれ違いがあるように思う。一例として、1月の意見聴取会合の議事録にあるが、規則に不具合があれば言うてほしいということで、それを聞いて解釈をどんどん書き加えていくようなことを規制側が言う。それはおかしいということで、そういう所から変えていくようにしないと、ここがおかしいと言ったとたんに、どんどん解釈が詳しくなっていく。それはおかしいのではないかと思っている。そうなると、何らかのマスタープランみたいなものを言っていないと、JEACとかの存在意義が、ガイドとかその部分しか残っていかないので、そうであれば、元の形に戻して、JEAG4121に戻すかという議論もあり得る。そのあたりの根本的なことを言わない限り、過去の歴史で、平成25年と今回の規格が、民間でやっていることをそのまま規則にするようなことでは、信頼関係が崩れると思っている。先程の話の様に説明をして理解を得てもらうのはその通りだと思うが、ずれ違いの部分直さない限りは、説明したことが仇になると考える。資料No.60-5-2の26頁で「何らかの裏書等の位置付けをいただく」と書いてあるが、これに関しては、How Toとか時系列的なことは意図的に書いていない。我々が解釈の不備な所を指摘したとたんに、どんどん詳しくなる。それだけは避けたいのでこの程度の書き方に留めている。規格類協議会での関村先生、越塚先生の発言は正論だが、分科会も含めて話をしていかなければいけないと思う。- ・ 今の議論は重要であり、人により捉え方が異なるというのは、全体として見た時に効率が悪い気がする。それが、何らかのコンセンサスというのを作り、定着させる必要があるという気がする。それが、今書いてある裏書という形が良いのかというあたりの問題かと考える。そういう意味では説明をして、基本的にはこのような形が良いのではないかという目指すべき姿というのを、規制当局、事業者、JEA含めてコンセンサスが得られれば良いという気がする。これは議論していかないと進まない話かと考える。また、本来のあるべき姿を議論する時に、あまり非難し合うような形にならないようにするのが良いのではという気がする。例えば資料No.60-5-2の14頁は非難気味になってあるような気がする。最初の2項目については今の品管規則に対する不満のように感じ取れる。国全体として、社会全体としてどこを目指すべきかということの起点を考えていくのが、お互いにコンセンサスを作りやすいかと思う。皆さんは理解していると思うが、マネジメントというのは、それぞれの組織が主体性を持って、それぞれの状況に応じて実践していくべきものであるということ、ちゃんと理解しているかという、少しあやしいところがある。かといってそれぞれの主体性に任せると関心を持たなくなるし、かといって何でもかんでも規制するのは、それぞれの組織

が主体性を持って、それぞれの状況に応じて実践していくのが良いという状況から考えると、主体性を失ってしまうし、それぞれの事業者の状況に応じた効果的効率的マネジメントにならない。そのような基本的な部分をお互いに理解し、その上で規制側は何をしたら良いか、事業者は何をしたら良いのか、学協会としては何をしていたら良いかという中でJEAC4111はどのような役割りを果たしていくのが良いのかが明確になると、多少議論がふらついても問題ないのかと考える。

- 今の意見で非難がましい部分は考え修正しようと思う。共通理解ということ、共有のゴールが無いといけないので、分かっているつもりではあるが、先ず知らなければならぬが、共通のゴールについては、2003年以降の在り方にも原因がある。行政がこのマネジメントシステムを規制に入れたというのがあって、規制されるからやらなくてはならないと思っている人が多いと思うが、本質ではないはずであり、そのことが、講習会の資料等で多少言ってきたはいるが、資料No.60-5-2の23頁の図で、共通したゴールが有るだろうということで、福島第一原発の事故後にその話は言っていない。非難するつもりはないが、相手方も今一つであると思うが、我々が直接というよりは、まず三役とか、規格類協議会に基盤課の人も出席するので、前提条件をお互いに確認しない限りは上手くいかない。検査部門と行っている1月の意見聴取会合の議論を見ると、まるっきりすれ違っているので、検査を楽にするために、我々がこのようなことをしているのかと思われている。分科会でも議論してもらおう。
  - ・ 資料No.60-5-2の23頁の図は、皆さんが考えていることを現そうとしているが、我々がJEAC4111というのをどのように考えているかということ考えた時に、自主的活動を広げる支援という意味で考えているが、そういうものとして活用してもらえようように位置付けていると考える。そういう意味では、規制とは関係なく進めればよいという話があるが、ただし、規制組織が事業者の活動を色々評価し、色々言うという話になった時に、自主的な活動の所で、あまりすれ違った変なことを言うというのがあり、そういうことでは、JEAC4111は、自主的活動を支援する良いツールであるということ、何らかの形でお互いに合意できれば良いと考えるが、どのようにすればそうできるかというのは、難しいものとする。単純に裏書してもらえば良いというものでもないし、検査ガイドに引用してもらってもよいのかもれないし、そこをどうするかということだと思ふ。
  - How Toをどうするかという議論は沢山有るので、色々意見を頂きたいと思っている。やり方を間違えると結局、お互いに良いことはないと思う。この図で言うと、何らかの裏書というところは、民間が行うことを知って、エンカレッジするような形で関わってもらえれば良いのだが、私もこれまで検査に対応してきた立場なので分かるが、人によっては如何なものかと思う時もある。それを恐れているのだと思う。とは言いながら、個別の事業者というよりは、原子力規格委員会としての立場で話していけば良いのかと思う。せつかく原子力規制庁も一緒になって作った規格なので、これを上手く使ってほしいと考える。そのためには、物の言い方というのを考えていけないといけないと思う。ただ最初からこれほうまくいくというものではないので、品質保証分科会でも意見があると思うし、そのようなところで徐々に進めていくしかないと思う。
  - ・ 品質保証分科会でも議論をし、原子力規格委員会も含めて議論していかないといけないと思う。
  - ・ 今回の外部説明資料について、品質保証検討会として、1週間の期限で意見を募集し、本日の議論結果も反映した改定資料を主査一任で作成し、品質保証分科会で説明することとすることで本件について決議を取りたいと考える。
- 特に異論がなかったため、JEAC4111の位置づけ外部説明資料について、品質保証検討会委員によるコメントを1週間で受け付け、本日の意見も反映し、主査一任で改定

し、品質保証分科会で説明することについて、分科会規約第13条（検討会）第15項に従い、挙手及びWeb機能により決議の結果、賛成多数で承認された。

(7) その他

委員倫理の充実について

事務局より、資料 No. 60-参考-9-1 から資料 No. 60-参考-9-3 に基づいて、委員倫理の充実について説明があった。

主な説明は下記のとおり。

- ・ 目的としては、日本電気協会 原子力規格委員会の規格策定活動において、これまでも活動の基本方針の配布によって委員倫理は維持されてきたが、規格策定の公平性・公正性・公開性のより一層の強化を図るため、日本電気協会 原子力規格委員会 活動の基本方針（倫理事項）を適切な時期に、効率的に確認できることを目的として、資料No.60-参考-9-3のテキストを作成中である。
- ・ 方策として、実施時期は委員委嘱時、その他必要に応じて適宜に実施する。実施方法としては委員倫理に関する資料として、現状の活動の基本方針資料に加えて、倫理資料を配布し、周知する。対象としては、原子力規格委員会、各分科会、各検討会の委員及び常時参加者となる。
- ・ 中長期的には、各組織の倫理規定と比較し、活動の基本方針資料の倫理事項も含め、見直しの要否の検討を行う。
- ・ 委員倫理充実の計画としては、6月の原子力規格委員会で倫理の資料を示し、9月に委員の意見を反映し修正し、12月に意見伺いを実施後、2022年4月に各委員に配布する予定としている。
- ・ 資料を確認し、コメントがあるようであれば、事務局に連絡してほしい。

- (8) 最後に、本年3月6日にご逝去された渡邊邦道氏の品質保証分科会における業績をしのび、全員で黙祷を捧げた。

以 上